

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 11月度)

- 1 日 時 令和3年11月1日(月)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時33分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 山下 裕 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男
11番 嵐 浩由 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 2番 中葉 隆 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 赤倉 哲郎
- 8 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度11月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。
今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長(会長) また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
であります。

□議長(会長) 本日は、中葉委員、扇谷委員、山下茂昭委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、上出委員、西塚委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつつま

して、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくご説明いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明申し上げます。
今回の申請件数は5件です。

まず1件目は、氷見市**——番他、計_筆で、申請面積は——㎡、登記地目は全て田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は2筆とも譲受人との間で3条の賃貸借権が設定されており、譲渡人から売買の話を持ちかけ、所有権移転となったものです。

なお、____番は親の名義で設定されていたため一旦合意解約しております。そのため、所有権移転後の合計面積はこの分の____m²のみの増加になります。

次に2件目は、氷見市**____番で、申請面積は____m²、登記地目は畑です。

譲渡人 東京都**____番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**____番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は譲渡人と譲受人との間ですでに農地利用集積計画による利用権が設定されており、譲渡人から売買の話を持ちかけ、所有権移転となったものです。そのため、所有権移転後の合計面積に変更はありません。

次に3件目は、氷見市**____番他、計__筆で、申請面積は____m²、登記地目は田及び畑です。

譲渡人 高岡市**____番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**____番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は相続財産管理人からの申出です。所有者の方が亡くなられた後、相続人が一人もいない、もしくは相続人全員が相続放棄したなどの要因によって、相続人にあたる方がおられない状況となった場合、裁判所は相続債権者を探すために相続財産管理人を選任します。それが今回の譲渡人 弁護士 **さんです。相続財産管理人は、必要があれば、随時、家庭裁判所の許可を得て、被相続人の不動産等を売買し、金銭にかえることができるようになっています。

よって、今回、弁護士 **さんが譲渡人となって申請されたものです。

今回の__筆のうち、登記が田の__筆が譲受人との間ですでに農地利用集積計画による利用権が設定されていることから売買の話を持ちかけ、所有権移転となったものです。そのため、所有権移転後の合計面積はこの__筆を除く____m²の増になります。

次に4件目は、氷見市**____番で、申請面積は____m²、登記地目は畑です。

譲渡人 氷見市**____番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は譲受人との間で過去に農地利用集積計画による利用権が設定され、親戚関係でもあることから、譲渡人から話を持ちかけ、贈与による所有権移転となったものです。

次に5件目は、氷見市**——番他、計__筆で、申請面積は——m²、登記地目は全て田です。

譲渡人 高岡市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は3件目と同様、相続財産管理人からの申出です。所有者の方が亡くなられまして、相続人にあたる方がおられない状況となったため、弁護士 **さんが相続財産管理人に選任され、財産処分を行うものです。

今回、財産処分を行うにあたり、譲受人が作業受託で耕作していたことから売買の話を持ちかけ、耕作を継続するため所有権移転となったものです。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 毎年行っている田畑売買価格等に関する調査の参考とするため、あとで売買価格を教えてください。

□議長（会長） 他にありませんか。無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、2件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人は東京都**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は遊休農地の状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月*日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。
なお、隣接農地耕作者からの承諾書は2件とも該当する農地がないため不要となっております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は———です。

願出者は、氷見市**——番地（氏名**）

除外対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記、現況ともに田です。

対象地の面積は———m²です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は夫婦共働きであり、両親に3人の子供の面倒を見てもらいたいため、夫の実家に近いことが望ましいとのことです。

番号2、地区は———です。

願出者は、大阪市**——番地（氏名**）

除外対象地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田です。

対象地の面積は——m²です。

農用地域でしかできない理由としては、譲受人の住宅敷地と隣接する田との境に建てられている擁壁が傾き始めたため倒壊の危険があり、強固な擁壁を建設する必要性が生じたためとのことです。

また、こちらの案件については、すでに擁壁が建設されているため違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けております。

番号1番、2番ともに、隣接耕作者、集落代表者、地区推進委員、土地改良区からの同意も得られております。

また、番号1番については、「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意も得られております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」

からの同意も得られております。

また、番号1については「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意を得られております。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありましたが、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょう。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

□議長（会長） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきましてご説明いたします。

こちらは前回まで総会の議題として挙げさせていただきましたが、今回からは報告事項としてご報告させていただくことになりました。

番号1番から__番までありますが、1番から__番までが__地区で、こちらは先般*月**日に**委員、**推進委員、**推進委員の3名で現地調査を行い、その結果いずれの農地も非農地であると判断させていただきました。

__番から__番までは__地区で、こちらも*月**日に**委員、*
*推進委員、**推進委員の3名で現地調査を行い、その結果いずれの
農地も非農地であると判断させていただきました。

合計面積は田が__㎡、畑が__㎡、合わせて__㎡です。

今回は、場所に近い農業委員にお願いして現地調査を行いましたが、
次回からは当番の順にお願いすることになります。先月末に2件申請が
あったので、次の現地調査の当番が**委員になりますので、現地調査
をお願いいたします。それに伴いまして11月の農地転用と農振除外の
現地調査は次の**委員になります。順番がずれてきますのでご確認ください。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

※質問があれば

（委員挙手） 委員を指名し 質問を聞く

（質 疑） 事務局の説明を求める。

□議長（会長） 質問が無いようです。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会11月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月1日

議 長

署名委員

署名委員